

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

平成29年（2017年）に「第2次茨木市人権施策推進計画」を策定したが、人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」を策定。

2 計画の位置づけ

「第5次茨木市総合計画」の分野別計画として、人権施策の推進やその方向性を定める。

3 計画の期間

令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）

第2章 人権施策の現状と課題

1 人権をめぐる社会的な動向

■国内の動向

- ・令和3年（2021年）2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行。
- ・令和3年（2021年）4月に「プロバイダ責任制限法」が改正。
- ・令和4年（2022年）6月に「こども基本法」が成立。
- ・令和4年（2022年）7月に「刑法等の一部を改正する法律」が施行。

2 本市における取組

（1）これまでの取組の経過

- ・平成30年（2018年）3月に「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定。
- ・令和4年（2022年）7月に「性の多様性を尊重するまちづくり宣言」
- （2）第2次計画の取組の評価と課題
- ・概ね順調に事業を推進できているが、新たな人権課題も含め、引き続き取組を推進する必要がある。
- ・社会情勢や時代のニーズに合った方法で、人権教育・啓発に取り組む必要がある。
- ・あらゆる人権相談に迅速かつ適切に対応するため、地域における相談ネットワークを充実させる必要がある。

3 市民意識調査からみた課題

- ・人権問題への関心や意識は全体として高まっているが、保護者による体罰や結婚の際の身元調査を容認するような回答も少なくなく、教育・啓発活動のさらなる推進が必要である。
- ・依然として同和地区に対する忌避意識が残っており、また外国人等に対する忌避意識や偏見も存在しており、これらを解消する取組が必要である。
- ・子ども、高齢者、インターネットに関する人権問題等への関心が高い一方で、自分に身近ではない人権問題に関して関心が低く、関心の低い人権課題についても、市民が関心を持ち理解を深めていけるよう継続的な周知・啓発が必要である。

4 近年の社会情勢を踏まえた施策課題

- ・インターネットを通じた人権侵害問題の深刻化。
- ・新型コロナウイルスの感染者等に対する誹謗中傷等。
- ・多文化共生社会の実現。
- ・ヤングケアラーの社会問題化。

現状と課題を踏まえ、取組の方針と施策の方向性を追加・修正

第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題

1 計画の基本理念

- 一人ひとりがかけがえない存在として尊重される差別のないまちづくり
- 誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

3 取り組むべき主要課題と施策の方向性

※ 黄色の塗りつぶしは今回の改定で項目を追加・修正した施策

（1）男女共同参画（ジェンダー平等）

【施策の方向性】

- ① ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革
- ② 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
- ③ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進
- ④ 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

（2）子ども・若者の問題

【施策の方向性】

- ① 子どもの権利に関する啓発の推進
- ② 児童虐待防止の推進
- ③ 子ども自身が利用できる相談窓口等の情報提供
- ④ 子ども・若者の安全な居場所づくり
- ⑤ 子どもの貧困対策
- ⑥ ヤングケアラーへの支援
- ⑦ 学校教育における人権教育の推進と生徒指導体制の充実
- ⑧ 社会教育における人権教育の推進
- ⑨ いじめ等の権利侵害に対する支援体制の充実
- ⑩ 教育の機会均等と家庭教育の支援
- ⑪ 若者の自立支援
- ⑫ 若者の就労支援

（3）高齢者問題

【施策の方向性】

- ① 相談支援体制の充実
- ② 虐待の防止と権利擁護
- ③ 認知症対策の充実
- ④ 介護保険サービスの充実
- ⑤ バリアフリーの充実
- ⑥ 健康づくりと介護予防の推進
- ⑦ 社会参加の促進
- ⑧ 雇用機会の拡大
- ⑨ 災害時支援体制の整備

（4）障害者問題

【施策の方向性】

- ① 障害者の権利と社会参加に関する啓発の推進
- ② 相談支援体制の整備
- ③ 雇用の促進
- ④ インクルーシブ教育システムの構築
- ⑤ 福祉サービスの充実
- ⑥ バリアフリーの充実
- ⑦ 虐待の防止と権利擁護
- ⑧ 災害時支援体制の整備

（5）部落差別（同和問題）

【施策の方向性】

- ① 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発の推進
- ② 学校教育・社会教育を通じた学習機会の充実
- ③ 相談支援の充実
- ④ インターネットを通じた人権侵害への対応
- ⑤ 教育や労働、生活等にかかわる課題の解消の取組
- ⑥ 交流や協働の取組の促進
- ⑦ 実態把握

（6）外国人問題

【施策の方向性】

- ① 多文化共生社会の実現
- ② 相談支援・情報提供の充実
- ③ 日本語学習機会の提供
- ④ 学校教育における支援と国際理解教育の推進
- ⑤ 外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保
- ⑥ ハイトスピーチ・ハイトクライムの防止と適切な保護・救済
- ⑦ 外国人住民の社会参加の促進
- ⑧ 災害時における外国人支援

（7）個人情報

【施策の方向性】

- ① 個人情報の保護の取組
- ② 個人情報の適切な利用と管理についての体制整備

（8）インターネットを通じた人権侵害

【施策の方向性】

- ① インターネット上の権利侵害に関する相談・支援の充実
- ② 子どものインターネット利用に関する権利保障の確保
- ③ インターネット上での人権侵害行為への対応
- ④ デジタル・ディバイド対策の推進

（9）性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）

【施策の方向性】

- ① 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）についての適切な啓発と情報提供
- ② 学校教育における配慮
- ③ 男女共同参画における性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）への配慮
- ④ 多様な性のあり方を反映したライフスタイルの保障
- ⑤ 相談支援の充実
- ⑥ 性別記載欄の配慮

（10）さまざまな人権問題

【施策の方向性】

- ① 人権文化の確立に向けた啓発の推進
- ② 新しい課題に開かれた人権行政の推進（各種ハラメント問題など）

人権行政の柱となる2つの基本的な方向から各施策へ取り組む

第4章 人権行政の推進 — 市行政の基盤としての人権施策

1 人権意識の高揚を図るための施策

- （1）人権教育・啓発の推進
- （2）人権教育・啓発に取り組む指導者の養成
- （3）市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進
- （4）人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実
- （5）教育の機会均等の確保と学習の場の充実

2 人権擁護に関する施策

- （1）市民の主体的な判断・自己実現の支援
- （2）人権にかかわる総合的な相談窓口の整備
- （3）人権救済・保護体制の充実

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

- （1）庁内の推進体制
- （2）市民・地域との連携
- （3）企業・民間団体との連携

2 計画の評価と進行管理

- （1）PDCAサイクルによる計画の進行管理
- （2）施策の充実・改善のための評価手法の検討